り小班　五十号から五十三号まで、七十八号及び七十九号
ぬ小班　五十四号から七十七号まで
ち[1]小班　八十号から八十七号まで
ほ小班　百三号から百七号まで

○国土交通省告示第三百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　千登川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和四十四年建設省告示第三千二十号で指定した同号九に掲げる土地の区域

○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日及び同月十四日（予備、同月十二日、同月十五日及び同月十六日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦
その他　自衛艦九隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日及び同月十四日（予備、同月十二日、同月十五日及び同月十六日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
　(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
　(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
　(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦
その他　自衛艦十三隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
　(イ)　北緯三一度四七分一二秒
　(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
　(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦
その他　自衛艦九隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
　(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
　(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
　(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦
その他　自衛艦十三隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
　(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
　(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
　(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
　(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
　(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
その他　自衛艦十隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月七日

北陸地方整備局長　髙松　論

区
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十号
(三)　道路の区域

間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市東浜町八九六番から同市東浜町へ五八番甲まで	前	一〇・一八～二〇・一一メートル	〇・〇六二キロメートル
(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所	後	一〇・一八～三三・〇八	〇・〇六二

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月七日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県西伯郡大山町下甲字六反田四七三番一から同町下甲字六反田四七五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月七日